

令和元年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年1月10日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時35分
出席農業委員	2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 9番 公本英夫委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	1番 足立寛隆委員 7番 大縄敬次委員 10番 小西淳一委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 小林秀美委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 長谷川係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回

答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時40分

議長（高西会長）

それでは、第10回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号19番の吉澤委員と議席番号2番の泉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、足立寛隆委員、大縄敬次委員、小西淳一委員です。

事務局の方から説明していただく事があります。

事務局（宅和事務局長）

お配りしています農業委員会における農地転用申請の審査について、少し説明をさせていただきます。これは農地法に定められています農地転用の審査事項を立地基準と一般基準に分けて列挙しているものです。改めて委員さんにご認識をしていただくために配布をしたものです。特に転用に伴って売買、贈与、賃貸借、地上権設定等、様々な契約が出てきますが、転用審査におきましては、当事者間での契約内容や地権者が詐欺にあっているのではないかなど、犯罪の成否の点を判断して許可すべきではないということ、また、許可権者は、当事者間の契約の効力の有無等を審査する権限を持つものではないという最高裁の判例等を参考に載せておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（高西会長）

皆さんにきちんと理解してもらっておかないと思ってですねえ、事務局と一緒に、こういう資料を作りました。よく見ていただいて、ご理解のうえ、今後の審議をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

何かこれについてご意見ありませんか。

無いようですので、皆さんご理解をしていただいたらと思って進めたいと思えます。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ、番号40の両三柳について審議します。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号40の両三柳について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が、売買を希望されていたところ、隣接農地の所有者、譲受人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は59アールとなります。別紙3条申請理由のとおり

り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

40番の議案について説明いたします。申請地は、博愛病院の南東に位置します田1筆59平方メートルの農地となります。農地が隣接する譲受人に譲渡人から買って欲しいとの要望があり、この度合意され売買を行うものです。譲受人は、田を1反7畝、畑を4反耕作されています。許可については問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号41の上福原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号41の上福原について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が、売買を希望されていたところ、隣接農

地の所有者、譲受人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は9.1アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

4.1番の議案について説明いたします。現地調査は12月27日、調査委員は吉澤委員、影嶋推進委員と今回の譲受人で、現地調査をしました。今回の譲渡人は、相続で地元で農地を何枚か持っておられたのですが、現在は体の具合を悪くして、こちらにおられません。今後も帰って来られないという事を聞いています。それから譲受人も、農地を相続して下限面積を十分クリアするくらい持っているという事で、地元には畑を持っておられるのですが、実際農地として農業をやっておられるかという、看板を立ててあると、きちんとしてあるという状況で。買ってどうされますかと聞いたら、家から近いし、野菜でも作ったり、花でも作ったり、果樹でも植えるという話もあったのですが、水田ですので隣の田んぼに水が入ると野菜も作れんし、花も作れんし、もちろん果樹なんかも植えられないという事を説明して、どうされますかと言ったら、まあそうしたら誰かに頼んできちんとしてもらうかというような話でした。まあ基本的にいろんな条件をクリアされていますので、農地についてもきちんと管理すると言っておられたので、問題無いのでいいのかなというのが、今回私が受け取った状況です。条件クリアしているので、この条件で審議していただけたらと思います。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

事務局に聞きたいですけども、40番は両三柳で1反あたりが〇〇万円で、41番の上福原は1反あたりが〇〇万円で開きがある。5条の場合には案内図がある訳ですけど、参考までに3条の方にも案内図を付けてもらうことは出来ないものかと。何でこんなに両三柳と上福原で、まあ買う人と売る人の相対で値段は決まると思うけど、こんなに何で違う所があるということで、参考に案内図が付いていればいいかなと。

議長（高西会長）

大事な事だ。事務局それは出来るか。

事務局（宅和事務局長）

出来ます。

議長（高西会長）

次回の総会から資料をそのような具合にして。

吉澤農業委員

今回この件で思ったのですけども、説明される方が、書士さんがよく私共に連絡されたり来られたりするのですが、今回書士さんの説

明不足というのも色々ありましたので、せめて3条、これから農業をやるというような事で3条というのは成り立っていくのですが、そういう場合は書士さんとか代理の方じゃなくて、農業をされる方が直に委員の方に来て、どんなふうにされるのかという事を説明するような指導なり仕組みなりを作っていたらと思います。

議長（高西会長）

それは大事な事だ。

事務局（妹尾主幹）

そのようにお願いは、勿論しております。

事務局（宅和事務局長）

出来るだけ本人に行ってもらよう指導しようと思います。

議長（高西会長）

地権者の方が、一人では行かれないと言う人もあるでしょうから、その時には書士さんと同席されたらいいけど、やっぱり地権者の人がおられないと困ると思うので、今後その辺を書士さんにも地権者の人にもお願いしていただくようにお願いします。

他にありませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号93の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

地元の大東推進委員から説明してもらいます。

大東推進委員

93番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は、山陰本線の東山大山間の南側です。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。1月6日に吉澤委員、大東推進委員と現地確認しました。造成計画は、61センチから65センチ造成し、整地する計画です。隣接農地との間に緩衝地をもうけ、土羽打ちをします。雨水の排水は、敷地内の溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、合併浄化槽から、農業用排水路へ流す計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。隣接農地は申請者の農地です。開発許可も、見込みがあることを確認しています。農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号94の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

94番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。造成計画は、36センチから約47センチ造成し、整地する計画です。擁壁は周囲にコンクリートブロックを3段積みます。雨水の排水は、敷地内の溜枿から、既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、合併浄化槽から、既設の道路側溝へ流す計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。隣接耕作者の同意もとれています。開発許可も、見込みがあることを確認しています。農地区分は、500メートル以内に駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議の無い方は挙手願います。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号95の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

95番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。造成計画は、10センチから40センチ真砂土で造成し、整地する計画です。擁壁は周囲にL字擁壁を敷設します。雨水の排水は、敷地内の溜枿から、既設の道路側溝へ流す計画です。汚水の排水は、既設の公共下水道へ流す計画です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認し

ています。隣接耕作者の同意もあります。開発許可も、見込みがあることを確認しています。農地区分は、500メートル以内に2つ以上の医療施設と公共施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号96の二本木について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

森中農業委員

96番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場の設置を計画したものです。私と仲本推進委員で現地確認をしました。造成計画は、二本木にある〇〇の隣接の田で外壁が150センチのL字型コンクリート壁を設置し、その上にフェンスを行う計画です。盛土については、100センチから120センチ程度を行うとの事です。盛土の高さは外壁から20センチ程度低く、外部へ雨水が流出しないようにするという事です。したがって、雨水排水は、敷地内に側溝を設けて、既存の駐車場側溝へ接続し流す計画でして、汚水の発生はありません。駐車場には20台程度置く予定です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号97の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

97番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したもので、今日最後に現地確認した所です。私と田邊推進委員と事務局と業者の4者で、設置計画及び被害防除について、現地確認を行いました。造成計画は、盛土10センチから20センチを行い、碎石を敷設する計画です。雨水の排水は、地下浸透と自然流下により農業用排水路へ流す計画です。現地の北側と西側は隣地が農地のため、北側については、流出措置として、隣の境界から距離を3メートル40センチ程度とって欲しいと隣接の要望があって、緩衝地を設けるという事です。西側については、農地の高さが少し下がるため、畦畔を作って、その表面をモルタルで固めることで、流出防止をするという事です。隣接耕作者から同意は得ています。工事の際は、隣接耕作者に確認してもらうことにしています。また、周囲には、高さ100センチのフェンスを設置する計画です。雑草対策は、碎石敷設と、年3回程度、定期的に草刈り等を行う予定の計画としています。パネル等の総合的な管理は〇〇が行います。
隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、そして自治会長の同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思います。転用について問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

この件とは直接は関係無いですけど、最後にあるその他、いろんな同意書がついているんですけど、この同意書と今日最初に説明いただいた農地転用の審査についてということの一番下に、都道府県らは農地所有権移転の当事者間の契約の効力の有無等をと書いてあるんですけど、これとこの同意書の関係みたいなものを、ちょっと事務局の方からお願いしていいですか。

事務局（宅和事務局長）

当事者間の契約というのは、売買契約とか賃貸借契約とかそういう当事者の転用に伴う契約ですが、同意というのは今後の被害の予防のためにお願いしているものですので、契約の効力とは違うものです。

吉澤農業委員

そうすると、この同意書っていうのがどんな位置付けになるかというのがちょっと良く分からなかったものですから。これはあくまでも今後農業を続けていくうえで、残った農地に対する色んなことの不利益がないっていうか、そういう事をする為にこれを取るということで。

事務局（宅和事務局長）

隣接等の農業者等とのトラブル防止もですが、被害防除計画等を審査するうえでの参考資料として付けていただいています。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号98の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

98番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。私と田邊推進委員、事務局、業者との4者で、実施計画及び被害防除について現地確認を行いました。造成計画は、盛土10センチから30センチ程度を行い、砕石を敷設する計画です。雨水の排水は、地下浸透と、自然流下により南側の農業用排水路へ流す計画です。西側の隣地農地の高さが少し低いという事から、境界から50センチ程度引いて、深さ40センチの溝を掘って、高さ60センチ、長さ120センチの畔板を流出防止のために設置するという計画です。周囲には、高さ100センチのフェンスを設置します。また、申請地は周辺が農地に囲まれているため、工事及び管理の通行許可を、東側の現在の太陽光転用済の土地の地権者からいただいています。雑草対策は、砕石敷設と、定期的に草刈り等を行う予定の計画としております。パネル等の総合的な管理は、申請者が行うという事です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、そして自治会長の同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思います。転用について問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、8ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、11ページ番号1-1から19ページ番号1-28を一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

1 1 ページ番号 1 - 1 は再設定です。1 - 2 および 1 - 3 は新規設定です。

1 2 ページ番号 1 - 4 から 1 - 8 は再設定です。

1 3 ページ番号 1 - 9 は新規設定です。1 - 1 0 および 1 - 1 1 は再設定です。1 - 1 2 は新規設定です。

1 4 ページ番号 1 - 1 3 は、再設定です。

1 5 ページ番号 1 - 1 4、1 - 1 5 および 1 - 1 6 は新規設定です。

1 - 1 7 は再設定です。

1 6 ページ番号 1 - 1 8 は再設定です。1 - 1 9、1 - 2 0 および 1 - 2 1 は新規設定です。

1 - 2 2 から 1 9 ページ番号 1 - 2 8 は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

ちょっと聞いてみるけど、1 3 番は親子ですか。

事務局（田村係長）

親子であるかどうかについては、今は分かりませんので、後で調べてからお答えします。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、21ページ、農地中間管理権を取得する場合について、始めに番号1－2を審議いたします。関係者の矢倉委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明します。21ページ番号1－2の番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。本件はAで地権者の意向によるものです。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

矢倉委員の着席を求めます。

続きまして、番号1-2を除いて、番号1-1から28ページ番号1-36までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。21ページ番号1-1、および1-3から28ページ番号1-36まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので、21ページ番号1-2を除くと11件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で8件、Dは期間満了による更新で16件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田口推進委員

彦名干拓地の利用権設定ですが、これについては、担い手機構が受けたという事は、誰かに貸す見込があるという理解でいいですか。

事務局（宅和事務局長）

受けるという事は見込があるという事として、この後に出てきます利用配分計画に大体同じ農地が出ておりますので確認いただければと思います。

田口推進委員

分かりました。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、30ページ、所有権移転各筆明細について、番号1-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。30ページ番号1-1は、田で当事者同士の話し合いにより成立したものです。取得後は水稻を栽培し、経営面積は215アールとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農

用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から37ページ番号16までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。32ページ番号1から37ページ番号16は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。32ページ番号1から37ページ番号16の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

受けてもらうというのは結構な事ですが、その受ける人が、現在耕作した田でも畑もですが、耕作せずに新たにこれを受けるといふ人は有るのか無いのか、その辺を確認したい。昨年秋に放棄地の調査をした時、そういった事があるようなので、その辺を確認させてもらえんかと。

事務局（宅和事務局長）

基本的にはきちんと耕作されているとっております。

森中農業委員

その辺については、事務局も私も、耕作放棄地を調査したのですが、その辺についても確認して欲しいと思うのです。私はあると思っていますから質問したような事です。再度事務局の方でその辺を確認して欲しいと思います。

事務局（宅和事務局長）

分かりました。後で詳しく教えていただけましたら調べます。

議長（高西会長）

そんな場合は、事務局ばかりじゃなしに、地区の委員さんも良く見ていただいて状況を、事務局とも相談していただいて、一緒になってやっていただきますようにお願いします。

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、番号1－17を審議します。関係者の泉委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。37ページ番号17は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。37ページ番号17の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。関係者の泉委員の着席を求めます。

続きまして、38ページ、番号18を審議します。

関係者の田中委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。38ページ番号18は、近隣は場の耕作者であるため配分するものです。38ページ番号18の選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。関係者の田中委員の着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

4 1 ページの農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4 件を受理しています。

4 2 ページから 4 3 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7 件を受理しています。

次に、4 4 ページから 4 6 ページの農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約に係る通知書の受理について 1 2 件を受理しています。

次に、4 7 ページの非農地転用現況証明について、2 件を証明しています。

次に、4 8 ページから 5 3 ページの地目変更登記に係る照会に対する回答ついて、鳥取地方法務局に対して、5 件を回答しています。

次に、5 4 ページの農地転用現況確認書交付について、1 1 件を交付しています。

次に 5 5 ページから 5 6 ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、3 件を証明しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

角農業員

2 8 ページ 1 - 3 6 について、これは担い手機構の農地再生事業というのを 2 年間かけて行うというもので、まだどこに貸すかまだ決ま
っていませんけど、担い手機構が責任を持って探すという事で、地権者の方から了解を貰いました。これは米川土地改良区としても賦課金
の事があって私も一緒に動いたもので、こういう状況です。まだ 1 - 3 6 の土地は、現時点では決まっておられません。

議長（高西会長）

これは私も心配して、前の理事長にこの問題はどうするのかと。そうしたら機構で買い取ると言っておられました。それで買い取って次再生をして、誰か受け手を探すという事だったのですが、理事長が変わったものですから、今度の理事長によく聞いて、どんな具合に考えているか、ちょっと聞いてみたいと思っておるところで、角さん、その時にそういう機会を作ります。それで西部総合事務所で話したいと思っていますので、その時にまた案内しますので、ご同席お願いします。

他にありませんか。

森中農業委員

中間管理機構に出すというとき、米子市では農林課が受け付けるわけですが、受ける耕作者がいなければ、米子市農林課としては受けられないと聞いているけど、自治体が受ける、受けないというのは、自治体の考えなのか鳥取県全域受け付けないのか。その辺を教えて。

事務局（宅和事務局長）

機構で農地の借受け基準を作っています。これは県全体同じです。それで基本的には借り受ける相手がない、見込が無い場合は受けないという事が借受け基準にあったと思います。どうしてもとお願いをされた場合は、3年間は無償で借り受けて、その間に探す、3年経って相手が見つからなかったら返しますという条件で借りるという事で現在進んでいます。

森中農業委員

局長の説明通りと私は思ったのですが、私が相談を受けたのは、実は農林課に行っても受ける人が無いので農林課としては受けられませんか、こういった事なので、どうしたものかという相談を受けたものだから、それで米子市だけなのか、あるいは各自治体鳥取県内はどうかというのを確認したかった。私も3年間は機構が受けて管理するというふうに認識しておったけども、始めからもう3年間だろうと1年間だろうと、とにかく窓口で受けないという、そういった返事があったものだけに、ちょっとその辺を確認したのだけど、その辺

はどうなっとなるか分からんか。

事務局（宅和事務局長）

農林課も機構と契約をして事務を受けています。基本的には借受け基準に従った説明をしていると思います。

森中農業委員

どうしてもという事であれば、受ける人をあなたが探してもらえば受けるというような話まで出たと聞いたものですから。

議長（高西会長）

それは市の農林課に言った方がいい。それに関連して話しますけど、以前、高橋委員さんから、機構に出しているけど3年経ってもうんともすんともないという事で、早速、今の機構の理事長に話したい事があると西部総合事務所に来てもらって、事務局と高橋委員にも同席してもらって話しました。それで今後は、申請をされて1年経過したら、状況を事務局に一覧表にして送って来るようにしました。それに関係の委員さんにお知らせして、現地を見て、それから申請された地権者にもその事を話をしてという具合にしていますので、機構から来た時には改めて説明をお願いしたいと思います。もう一つは、地権者の人が機構に託せばみんな探してくれると理解しておられます。機構も言っていましたが、申請があって、委員さんに相談があれば、現地を良く見ていただいて、地権者の人に、例えば山の際とか変形した農地とかいうような事を見て、探させるけどもなかなか難しいという事はきちんとアドバイスしていただいて、ある程度の事は地権者にご理解いただくように説明していただきたいと思います。まあ、機構も一生懸命やっているようですが、場所によってなかなか難しいと。一方で出された地権者は、出せばなんでも探してくれるという具合に理解をされておると、そこにギャップがあって何ですが、機構にはそのようにお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

他に何かありませんかいね。

米澤推進委員

利用意向調査の時に中間管理機構に出しますかという所にチェックします。それはどうなりますか。

事務局（長谷川係長）

遊休農地の利用意向調査で地権者の方が中間管理機構に出したいという事でチェックされて農業委員会の方に返された後、農業委員会の方で一括して機構にその旨は通知しますので、そこから先は引き続き他の案件と同じく借受者を探していくというルートに乗ってくるものです。

米澤推進委員

今説明がありましたけども、1年に1回報告があるという形で理解していいですか。

事務局（長谷川係長）

他の案件と同じですので、これも含めて機構には1年に1度報告をいただくようお願いはしていこうと考えています。

議長（高西会長）

分かりましたか。

米澤推進委員

はい。

議長（高西会長）

何かあったら事務局に言ってもらえば、私が同席して、担当者では話にならないですから理事長に来てもらって、きちんとお願いして、話して、しっかり頑張ってもらわんといけないと思っております。ただ、中間管理機構の法律が出来てから5年経ったものですから、最初の頃は割と順調に行ったようですが、だんだん期間が経つと難しいようで、苦労しているという事を理事長が言っていました。お互いに協力するものはして、お世話なところはなって、遊休農地にならんようにやっていかないと思っております。

他にありませんかいね。

公本農業委員

ちょっと脇道にそれますが、ブロッコリーを作って2町歩くらいやっている方がおられるのですが、倍くらいにしたいので探してくれという事ですが、やるなら彦名でやってくれと話していますけども、近隣の所でブロッコリーを作る農地が空いていたら声かけてもらえますか。出来たら焼け場じゃなくて水分気のある方の畑がいいという事でした。

議長（高西会長）

それは、まず機構に言っておきます。面積が一杯ありますので。ただいろいろ問題がありますけど、一つは白浜土地改良区には遊休農地が5ヘクタールくらいあるのですが。ただ色々な人に来てもらって見てもらうけど、改良区の賦課金が12,000円なものですから、全国で3番目か5番目くらいに高いです。それから小波地区ですが、農協の選果場の辺を中心に空いています。これは灌漑施設もありますし、

水はいくら使っても使用料は小波地区については負担してもらわなくてもいいので、今機構に言って、探してもらうようにしていますが、機構を通じて公本委員の所に来させますので、よく話して紹介してあげてください。

他にありませんかいね。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告について。

先月は3,000平方メートル以上の案件が無かったものですから休会でした。今月は23日ですが、またその時には報告します。事務局お願いします。

事務局（宅和事務局長）

私の方から1点、ご説明したいと思います。本日お配りした推進委員募集スケジュールについてご説明いたします。

一枚目にスケジュールを記載しています。一次公募として2月28日から3月31日までの約1か月間を募集期間としまして、定員に満たない地区があった場合は、4月から2次募集を行いたいと思います。

選考については、7月20日に任命される新しい農業委員によって構成される選考委員会で候補者を選考し、臨時総会を経て推進委員の委嘱を決定する流れとなります。

続いて2枚目に、推進委員の募集区域と定数を記載しています。22地区に分けて、各地区1名で募集したいと思います。各地区におきましては、農地の広さや転用の数等の多い少ないがありますが、農業委員は地区を限定しての募集がされない関係で、推進委員さんについては、各地区がよくわかる人を必ず1名は欲しいという思いもあり、22地区に各地区1名ずつの募集でお願いしたいと思います。

米子市報の2月号に募集の記事を掲載し、2月中旬頃から農業委員会事務局、淀江支所で募集要項を配布する予定で考えていますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

最適化推進委員の募集について、何かご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、これで。

事務局（長谷川係長）

令和2年度の農作業労賃の希望額調査表と依頼文書を置かせていただいています。例年の事ですけれど、各地区毎に委員さんでご協議いただきまして、併せて各地区の実行の協議会長さんにもご相談していただいて、2月14日までに地区別で希望額の回答をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

他はありませんか。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましてご説明します。こちらにつきましては、全国農業会議所を通じ申し合わせ決議の実施について取り組み依頼がきているものです。概要につきましては、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること、及び、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することとなっております。

次に、2月総会につきましては、定例会を2月10日（月）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、2月の農地相談は2月21日（金）に崎津公民館、2月26日（水）に加茂公民館で行います。

次に、1月分の活動実績報告書ですが、提出日を2月4日（火）とさせていただきます。

私からは以上です。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。無いようですので、これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時10分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員